

② 決済代行サービスに定められた 加盟店に対する債権買戻し請求 条項の合理性

小塚 莊一郎

学習院大学法学部教授

東京地判令和3年11月9日、令2（ワ）26923号・令3（ワ）11727号、
売買代金債権相当額支払請求本訴事件、清算金支払請求反訴事件
2021WLJPCA11098011

●——事実の概要

A株式会社は売買代金等の集金代行業等を目的とする株式会社であったが、令和3年4月1日に、本訴原告X株式会社によって吸収合併された。被告Y株式会社は、PC及びPCパーツ、その他機械類の買取り、販売等を目的とする株式会社であり、インターネット上に開設した自社のウェブサイト（「Yウェブサイト」）上で、PCパーツやPC等の商品を販売している。

Yは、Aが提供するネット総合決済サービス（「本件決済サービス」）をYウェブサイト上で行う商品の通信販売の決済手段として用いることを目的として、平成31年4月17日、Aとの間で本件決済サービスの利用契約（「本件利用契約」）を締結した。本件決済サービスは、Aが各クレジットカード会社〔アクワイアラを意味すると思われる——評釈者注〕の包括加盟店、Yが個別加盟店となり、Yが顧客に販売した商品代金の決済について注文時にクレジットカードによる決済が選択され

た場合に、クレジットカード会社が譲り受けることとなるYの顧客に対する売上代金債権の譲渡対価に相当する金額について、AがYに対し、A所定の手数料及び諸費用を差し引いた金額として支払うネット総合決済サービスである。A及びYは、本件決済サービスの利用に当たり、各クレジットカード会社の審査を受けて、Aをクレジットカード会社の包括加盟店、Yを個別加盟店とする加盟店の承認を受けた。

本件決済サービスに係るA・Y間の「クレジットカード払い利用加盟店規約」（「加盟店規約」）では、加盟店は売上債権を「カード会社に譲渡するものとし、カード会社はこれを券面額で譲り受けるものとします。当社〔A〕はこの売上債権の譲渡手続きを加盟店に代理して行うものとします。」（8条）と規定した上で、「利用規約に基づき加盟店を代理してカード会社へ譲渡した売上債権について次の事情が判明し、当社から債権買戻しの請求を受けた場合、当然債権の買戻しが行われるものとします。……（7）カード名義人

から売上代金債権に関し、カード利用の否認があった場合。」(16条1項)、「前2項により債権買戻しの請求が行われた場合、加盟店は当社に対し、直ちに、券面額で代金債権相当額を返済するものとし、当社は、代金債権相当額の返済が完了するまでは、適宜、加盟店に支払うべき債権譲受代金から差引充当を行うことができるものとし、(同条3項)等と定められていた。

Aは、令和2年4月8日から同月30日までの間に、Yに対し、Yとその顧客との間で行われた商品販売取引(「本件各取引」)に係る精算金を支払ったところ、これらの取引の決済に利用されたクレジットカードのクレジットカード会社〔イシューを意味すると思われる——評釈者注〕から、当該クレジットカードによる決済が当該カード会員の意思に基づくものではないとして、クレジットカード利用の否認の申出を受けるとともに、これに係る売上代金債権の買戻しの請求を受けた。そこでAは、令和2年7月10日付け請求書をもって、Yに対し、本件各取引に係るクレジットカード決済についてカード名義人から否認の申出があり、当該売上債権が債権買戻しの対象となったとして、Yに対する買戻請求権に基づき、当該売上債権の合計である488万5700円を、同月29日までにAに支払うよう求めた。さらにAは、令和2年9月18日にYに到達した同月17日付け通知書をもって、Yに対し、AがYに対して有する488万5700円の買戻請求権と、Yとその顧客との間で行われた他の取引に関してAがYに対して負っている182万1992円の精算金債務を、対等額で相殺する旨の意思表示をした。

A(承継人X)がYに対し、相殺後の残金

306万3708円及び遅延損害金の支払いを求めた訴訟が本訴であり、Yが、本件決済サービスを利用した結果としてAがYに対し精算金182万1992円の支払義務を負ったとして、Aの承継人Xに対し同額及び遅延損害金の支払いを求めた訴訟が反訴である。

●——判旨

本訴認容、反訴棄却。

1 「加盟店規約8条によれば、Yは、顧客との間に正当に成立した信用販売取引に関する契約に基づく当該顧客に対する売上債権をクレジットカード会社に譲渡し、クレジットカード会社はこれを券面額で譲り受けることとされており、これに伴い、商品の売買代金相当額が、クレジットカード会社からAを経由して(所定の手数料及び諸費用を差し引いて)、Yに支払われるものと考えられる。

しかるに、このような取扱いは、クレジットカード会社がカード会員に対して売買代金相当額のカードの利用代金債権を有することが前提であると考えられ、決済に用いられたクレジットカードのカード会員から当該カードの利用が否認され、その会員に対するカードの利用代金債権の発生を主張できない場合であっても、カード会社において、Yから譲り受けた顧客に対する売上債権をなお引き受けなければならないものとは解し難い。むしろ、当該売上債権が元々はYと顧客との間の売買取引により発生したものであることを踏まえると、このような場合には、当該売上債権をYに買い戻させるとともに、Yにおいていったん受領した商品の売買代金相当額を返金させることとするには、一定の合理性

があると考えられ、少なくともこれが直ちに不合理なものであるということはできない。」

2 「加盟店規約16条1項7号は、『カード名義人から売上代金債権に関し、カード利用の否認があった場合。』と規定しており、当該否認が合理的根拠に基づくことを少なくとも明文で要求するものではない。また、カード会員からのカード利用の否認の申出がされた場合に、クレジットカード会社が合理的な根拠がないにもかかわらずこれを承認することが一般的であるとは認め難い。

そうすると、加盟店規約16条1項7号所定の事由がある場合には、当該カード利用の否認の申出が合理的な根拠なく行われたことを疑わせる事情がない限り、AのYに対する売上債権の買戻し請求権は発生するものと解するのが相当である。そして、本件各取引においては、これに係るカード利用の否認の申出が合理的な根拠なく行われたことを疑わせる事情は、特に見当たらない。」

3 「セキュリティコードによる認証については、……クレジットカードの不正利用防止対策として広く用いられ、信頼性の高い措置と認識されていることが認められる。

これに加え、本件決済サービスに付随して不正検知機能のサービスも提供されており、加盟店に対する周知も行われていたことに照らすと、Aは、クレジットカードの利用者の本人確認措置として、相当程度信頼性のある対策を講じていたものと認めることができる。よって、この点に関し、Aに本件決済サービスの提供者としての善管注意義務違反があり、これが本件利用契約上の債務不履行を構成すると認めることはできない。」

●——研究

1 決済代行サービスに関する裁判例の傾向

決済代行サービスが広く普及するとともに、決済代行業者を当事者とする紛争も裁判で争われることが増えてきた。本件は、そうした事例の一つである。

加盟店が顧客に対して商品を販売すると、決済代行業者は、売上代金相当額から手数料・諸費用を差し引いた金額を加盟店に対して支払う。ところが、決済代行サービスの利用契約では、一定の場合にこの支払いを巻き戻し、加盟店から決済サービス代行業者に対して返金を求める権限が留保されている。こうした返金が求められる事由の典型的なものは、イシューが国際ブランドのルールに基づいてアクワイアラに「チャージバック」を請求した場合である。しかし、決済代行サービスの利用契約が定める返金請求事由は、必ずしもそれに限られるわけではない。

公表されている裁判例のうち、①東京地判令和2・6・9(2020WLJPCA06098012)は、国際ブランドのルールに基づくチャージバックが成立した事案であり、「カード会社〔イシュー——評釈者注〕の定めるチャージバック事由に該当する場合」を返金請求事由とする条項に基づいて決済代行業者が加盟店に返金請求を行い、認められた。これに対し、②東京地判平成30・3・29(2018WLJPCA03298040)及びその控訴審である③東京高判平成30・10・18(2018WLJPCA10186003)は、加盟店による取引の一部にクレジットカードの不正利用の疑いがあるとして決済代行業者が立替払いを停止したのちに、これを再開する条件として加盟店から誓約書が提出されたと

いう事実関係の下で、誓約書に定められた返金事由である「実体がない又は金額相違などの疑義が生じた」場合に該当するとして、返金請求が認容されている。

本判決後の裁判例であるが、④東京地判令和3・12・10(2021WLJPCA12108005)は、包括加盟店となっている決済代行業者がアクワイアラから返金請求を受けた事案である。アクワイアラが依拠した返金事由は「カード会員より自己の利用によるものではない旨の申出があった」場合及び「カード会員から取消しまたは解除等の申出があった」場合というものであり、数日間に利用された59件の取引についてカード会員から自己の利用によるものではないと申告があり、チャージバックが確定していた(取引の内容がかなり特殊なものであった点については、山本豊「キャッシュレス取引裁判例の動向」本誌本号9頁参照)。決済代行業者(被告)は申出について立証が不十分である等と主張したが、裁判所は、決済代行業者が「どのカード会員の申告がなぜ疑わしいのか等の具体的な反論も立証もしない」ことを理由として返金請求を認めた。

以上の裁判例すべてにおいて、裁判所は、利用規約等により合意された返金事由の文言どおりに返金請求を認めている。クレジットカード取引から発生した事由についてだけではなく、⑤東京地判令和3・7・16(2021WLJPCA07168002)のように、英国のアクワイアラにつき同国で清算手続が開始され、決済金の入金が滞ったという事案においてすら、「理由のいかんを問わず、決済認証銀行あるいは決済認証カード会社において決済金の支払が留保されたときは、〔決済代行業者〕も、

加盟店に対する債権譲渡代金の支払を留保するものと……する」という条項に基づく決済金の支払い留保が許容されている。本判決は、こうした裁判例と同じく、返金事由を定めた条項の効力を文言どおりに認めたものと言える。

2 返金事由の有効性

上記の裁判例はいずれも、返金事由を定めた契約条項の文言を形式的に有効と認めるだけではなく、当該条項の実質的な正当性に踏み込んで判断をしている。返金請求は、決済の実行という契約の本質的な内容を覆す効果を持つため、それが認められる場合をまったく自由に定めてよいとは言にくいからであろう。

返金事由を正当化する方法の一つの方法は、返金の可否が一方的に決定されるわけではない点に着目することである。カード会員によるチャージバックの申立てに対して加盟店が異議や反論を主張する機会を与えられていれば、返金義務の発生について、一応の手続が保障されていると言えよう(①判決)。②判決も誓約書の条項がそうした「反証」の手続きを無意味にするものではないと述べており、また④判決が会員の申出に対する具体的な疑問を加盟店が主張しない点を指摘することも、同じ趣旨に出たものであろう。他方で、クレジットカード取引の構造上、返金事由を定める条項が合理性を持つと論ずる方法もある。決済代行業者が取引に直接関与していないこと(⑤判決)や、手数料が大きくないこと(③判決)から、決済代行業者が取引に起因するリスクを引き受ける立場にないと指摘する判決は、そのように理解することができる。

本判決は、カード会員によるカード利用否

認の申出に際して「クレジットカード会社」(イシュー)が「合理的な根拠」を確認するであろうということを指摘する(判旨2)。これは、①・②判決が着目した加盟店の手続的関与とは異なるが、返金事由が合理的に限定されているという観点は共通している。また、「カード利用の否認の申出が合理的な根拠なく行われたことを疑わせる事情がない限り」という留保は、申出に対する疑問を加盟店ないし決済代行業者の側から主張させるという意味で(それが訴訟法上の主張立証責任を意味するか否かはともかく)、④判決に通ずるところがある。

本判決の特徴は、これに加えて、決済代行サービスの法的な構成に照らした正当化をも述べている点である。判旨1は、債権譲渡構成をとる場合、債権譲渡が行われる前提は売上債権がカード会員に対して請求できることであり、この前提を欠く場合には、加盟店が売上債権を買い戻したうえで、それを真の取引債務者(たとえば不正利用を行った者)に行使することが合理的であるという趣旨を述べている。この場合、債権譲渡に伴ってアクワイアラに移転した商品の所有権がどうなるのかという問題をYは提起したが、加盟店規約に文言の不備があったものの(詳細は本評釈では省略)、裁判所は、売上債権の買戻しによって所有権は加盟店に復帰すると解釈できるとした。

この判示は、法律構成について単なる形式論を述べたわけではないであろう。立替払い構成の契約であっても、立替払いが行われる前提についてまったく同じ議論を立てることが可能である。むしろ裁判所の趣旨は、取引の構造に着目して、クレジットカードの不正

利用は原則として取引上の代金債権をめぐるリスクであり、決済サービスに関するリスクではないのではないかという指摘(永井隆光・②③判決評釈・CCR9号36頁)と同旨を論じたもののように感じられる。

3 決済代行業者のセキュリティ提供義務

本件の反訴においてYは、決済代行業者には「不正利用を可能な限り防止する」善管注意義務ないし最善努力義務があるとして、3Dセキュアなどの十分な本人確認措置を導入しやすいシステム構築をしないまま本件決済サービスを提供し続けた点においてAはこれらの義務を怠り、不正利用を招いたと主張した(なお、3Dセキュアを利用することができなかった原因は、Yのウェブサイトに使われていたプラグインとAPI方式の組み合わせにあったようである)。裁判所は、必ず3Dセキュアを提供しなければならなかったとは言えないと述べ、これに加えてAが不正検知機能のサービスを提供していたことをも合わせ考慮して、Yが主張するような義務違反はAになかったと判断した(判旨3)。

②判決でも、加盟店の主張に応じた傍論ではあるが、決済代行システムが「クレジットカードの不正利用に係るリスクとの関係で致命的な欠陥を有するにもかかわらず、〔決済代行業者〕がそれを殊更に放置しているような特段の事情がある場合」には、決済代行業者が返金請求により不正利用のリスクを加盟店に転嫁することが信義則違反と評価される余地はあるとされていた。一般論として言えば、3Dセキュア等のシステムを導入すれば不正利用のリスクを一定の程度まで抑止することが期待できるので、決済代行業者に不正利用のリスクを負担させることは、そうし

たシステムの導入を進めるインセンティブとなる可能性がある。しかし、仮にそのように言えるとしても、法規制のあり方としてではなく、加盟店契約の解釈として、明示的には書かれていない義務を読み込むことができるのかという疑問がある。

4 当事者間の契約関係の整理

広く決済代行サービスと呼ばれる取引形態の中には、狭義の包括加盟店契約のように、アクワイアラは包括加盟店と契約関係に立ち、その傘下の加盟店とは直接的な法律関係を持たないというものもある。しかし、本件の取引では、加盟店（Y）は売上債権を直接アクワイアラに譲渡することとなっており（加盟店規約8条）、決済代行業者（A）はその際に加盟店を代理するにすぎない。この場合、加盟店に対する返金請求の際にも、Aはその意思表示を行うだけで、加盟店はアクワイアラから債権を買い戻すことになるはずであろう。その意味で、本件における真の争点は、Yのアクワイアラに対する売上債権買戻し義務の存否である。

加盟店規約上、返金事由が発生すると加盟店がAに対して代金債権相当額を返済すると定められているため（加盟店規約16条3項）、本件のようにA・Y間の訴訟にならざるを得ないのであるが、その結果として、訴訟当事者と債権売買の当事者にズレが生じるという点には注意を要する。とくに、加盟店規約の中にセキュリティ提供義務を読み込むというYの主張は、この点で加盟店規約の構造と組み合っていない。すると、本判決の判旨3は、Yの主張に相接した判示であって、そもそも本件決済サービス利用契約においてそうした義務をAが負っていたか否かにつき判断した

わけではないと解することになる。

〔参考文献〕

前田竣・①判決評釈・CCR11号25頁
伊藤栄寿「クレジットカード決済システムの構造」
千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整』（2019）
294頁。